○文部科学省令第二十八号

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第第二十一号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第百一条、第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項並びに第百七条第一項（これらの規定を同法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣　盛山　正仁

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その表記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第五条） 第二章　会計帳簿 第一節　総則（第六条） 第二節　資産（第七条―第十条） 第三節　負債（第十一条） 第四節　基本金（第十二条―第十四条） 第三章　計算関係書類 第一節　総則（第十五条・第十六条） 第二節　貸借対照表（第十七条―第二十二条） 第三節　事業活動収支計算書（第二十三条―第三十一条） 第四節　資金収支計算書（第三十二条―第三十九条） 第五節　計算書類の注記（第四十条） 第六節　附属明細書（第四十一条・第四十二条） 第四章　財産目録（第四十三条―第四十七条） 第五章　会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例（第四十八条―第五十条） 第六章　放送大学学園に関する特例（第五十一条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第五条） 第二章　資金収支計算及び資金収支計算書（第六条―第十四条の二） 第三章　事業活動収支計算及び事業活動収支計算書（第十五条―第二十四条） 第四章　貸借対照表 第一節　資産（第二十五条―第二十八条） 第二節　基本金（第二十九条―第三十一条） 第三節　貸借対照表の記載方法等（第三十二条―第三十六条） 第五章　知事所轄学校法人に関する特例（第三十七条―第三十九条） 第六章　幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例（第四十条） 附則
第一章　総則 （学校法人会計の基準） **第一条**　私立学校法（以下「法」という。）第百一条に規定する基準については、この省令の定めるところによる。 2　法第三条に規定する学校法人（法第百五十二条第五項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。）は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。ただし、法第十九条第一項の事業（以下「収益事業」という。）に関する会計（以下「収益事業会計」という。）については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。	**第一章**　総則 （学校法人会計の基準） **第一条**　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあっては、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第六章を除き「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。 ［項を加える。］